

令和6年度事業者グループ協働化支援事業実施要領

1 事業の概要

(1) 補助対象

小規模法人（1法人あたり1の施設又は事業所のみを運営する法人）を1以上含む、複数の法人により構成される事業者（以下「事業者グループ」という。）を対象とする。

- ・障害福祉サービスや児童福祉サービス等の介護保険サービス以外の福祉サービスのみを提供する法人が含まれる場合も対象とする。
- ・ただし、介護事業所・介護施設等を運営する法人が代表者として申請するものとする。

(2) 対象経費

事業者グループが経営の協働化・大規模等を通じた職場環境改善に資する取組を実施する際の支援を行う。

次のア～ケにかかる報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費を対象経費とする。

※ク及びケについては単独での申請は認められない。必ずア～キとあわせて申請すること。

ア	人材募集や一括採用、職場の魅力発信に必要な経費	(例) 合同研修実施の際の講師費用 採用試験の会場費 ホームページの開設費
イ	合同研修の実施等人材育成に必要な経費	
ウ	福利厚生の充実や職場環境改善等による従業者の職場定着に必要な経費	(例) ワーク・ライフ・バランスの実現、職場環境改善に資するコンサルティング等の合同実施経費
エ	人事管理等のシステムや給与制度等の共通化に必要な経費	(例) システム改修経費
オ	事務処理部門の集約・外部化に必要な経費	(例) 事務処理の外部委託経費
カ	各種委員会の共同設置や各種指針の共同策定等に必要な経費	(例) 感染症対策等の検討委員会の共同設置経費
キ	経営及び職場環境改善等に関する専門家等による支援に必要な経費	(例) 専門家の旅費、謝金等
ク	協働化等にあわせて行うICTインフラの整備に必要な経費	※通信費は対象外
ケ	協働化等にあわせて行う老朽設備・備品の更新・整備に必要な経費	(例) 事務処理集約事務所の備品購入費 ※事業所車輌の購入費は対象外

(3) 事業期間

交付決定通知後～令和7年1月31日（金）

※上記期間内に、①契約・購入・納品・支払いを終えて、②実績報告書（納品書、請求書、領収書等添付）の提出が完了すること。

2 事業実施の流れ

- ① 本事業の補助を受ける事業者グループの申請代表者が、交付申請書を提出する。 (提出期限：令和6年9月10日(火)17時)
- ② 事業の実施
- ③ 本事業の補助を受ける事業者グループの申請代表者が、事業の実施結果について、実績報告を提出する。 (提出期限：令和7年1月31日(金))

3 その他

(1) 手続きに当たっての留意事項

- ① 事業の実施については、交付決定通知日以降に行うこと。
※事前着手した場合は補助の対象とならないことに留意すること。
 - ② 事業申請にかかる書類については、申請する事業者グループが自ら作成すること。
- (2) 兵庫県福祉部補助金交付要綱及び本事業実施要領に従って事業を実施すること。
- (3) 厚生労働省及び本県からの照会に応じること。
- (4) 「介護業務における労働環境改善支援事業及び業務効率化支援事業」等、他の補助金等によって助成されているものについては、本事業の補助対象外とする。
また、他の国庫補助による社会福祉連携推進法人の設立に向けた補助金等を受けている事業者グループは補助対象外とする。
- (5) 社会福祉連携推進法人を構成する事業者グループも対象とする。
- (6) 補助対象事業者は、予算の範囲内で選定します。